

実績評価書(案)

政策評価に関する有識者会議 労働WG(第18回)	資料 5-1
令和7年7月16日	

(厚生労働省6(VI-2-2))

施策目標名	<p>障害者等の職業能力開発を推進すること(施策目標VI-2-2) 基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること</p>						
施策の概要	<p>本施策は、障害者の社会的自立を促進するため、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)や障害者基本計画(令和5年3月閣議決定)等に基づき、障害者に対する職業訓練を実施する。また、訓練受講期間中に支給する訓練手当の都道府県における費用負担に対する支援を行う。</p> <p>【障害者職業能力開発校について】 ○ 一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施している。国立機構営校、国立県営校、県立県営校の3種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立機構営校(2校): 国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校。先導的な職業訓練実施の成果をもとに、職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献。 国立県営校(11校): 国が設置し、都道府県に運営を委託。 県立県営校(6校): 府県が設置・運営。 <p>【障害者の多様なニーズに対応した委託訓練について】 ○ ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図っている。また、障害者職業能力開発校だけではなく、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入れ体制等の強化を図っている。</p>						
施策を取り巻く現状	<p>令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第5次障害者基本計画が閣議決定され、障害者の障害特性やニーズ等に応じた職業訓練の実施が求められている。 また、ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数が増加傾向にあるところ、特に精神障害者の同件数が伸びており、約半数が精神障害者等となっている。令和5年度の障害者の新規求職申込件数は約25万件、うち精神障害者からの申し込みは約14万件であった。 令和5年度の訓練受講生における障害種別の割合としては精神、発達障害者が増加傾向にあり、受講者の約半数以上が精神、発達障害者となっている。また、年齢別の割合としては30代以下が半数以上と多くを占めている。</p>						
施策実現のための課題	1	一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対する職業訓練機会の提供が課題である。					
	2	精神障害者や発達障害者の求職者が増加するなど求職障害者の多様化が進み、多様な職業訓練ニーズが存在している。障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練の提供が課題である。 また、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるための環境整備が課題である。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	障害者職業能力開発校における効果的な職業訓練の推進			一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対する職業訓練機会を提供するためには、障害者の障害特性に応じた職業訓練を実施することが必要であるため。		
	目標2 (課題2)	民間の多様な機関等を活用した効果的な障害者委託訓練の推進 一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制等の強化			障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練を提供するためには、障害者職業能力開発校の活用はもちろんのこと、民間の多様な機関等を効果的に活用して多様な職業訓練を実施することが必要であるため。		
施策の予算額・執行額等	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,722,225	6,558,211	6,473,088	6,494,188	6,555,025
		補正予算(b)	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	6,722,225	6,558,211	6,473,088	6,494,188	
	執行額(千円、d)		6,111,451	6,143,176	6,246,264	6,297,428	
執行率(%、d/(a+b+c))		90.9%	93.7%	96.5%	97.0%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	障害者基本計画		令和5年3月閣議決定		<p>【障害者基本計画】 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 障害者職業能力開発校における受講については、障害者本人の希望を尊重するよう努め、障害の特性に応じた職業訓練を実施するとともに、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施する。また、一般の公共職業能力開発施設においては、障害者向けの職業訓練を円滑に実施できるよう体制を整備するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に合わせた多様な委託訓練を実施する。</p>		

測定指標	指標1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率 (アウトカム)	指標の選定理由	職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者職業能力開発校において、一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対してその特性に応じた職業訓練を実施しているため、その修了者の就職率を測定指標として設定。 (参考1) 令和5年度実績値68.9%は、分母: 令和5年度の障害者職業能力開発校の修了者数等(1,027人)、分子: 令和5年度の同修了者数等のうち就職者数(708人)から算出したもの。 (参考2) 障害種別毎の就職率は令和5年度実績で、身体: 67.4%、知的: 79.0%、精神: 57.5%、その他障害: 66.8%(うち発達: 66.9%)となっている。 (出典) 定例業務統計報告							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値(水準・目標年度)については、過去の実績を踏まえつつ障害者基本計画において、就職率を70%とする目標が定められていることを踏まえ設定。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和9年度	○	△
		62.9%	70%	70%	70%	70%	70%			
			62.9%	64.7%	70.1%	68.9%	集計中 (令和7年 12月頃公表 予定)			
	指標2 障害者職業能力開発校における訓練受講者数 (アウトプット)	指標の選定理由	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、障害者職業能力開発校における離職者訓練対象者数が定められていることから、同対象者を測定指標として設定。 (出典) 定例業務統計報告							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、2,930人であるところ、そのうち、障害者職業能力開発校における離職者訓練対象者数は1,980人であることを踏まえ設定。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	×	
		—	1,980人	1,980人	1,980人	1,980人	1,980人	1,980人		
			1,133人	1,131人	1,076人	1,073人	集計中 (令和7年 12月頃公表 予定)			

測定指標	指標3 障害者委託訓練修了者における就職率 (アウトカム)	指標の選定理由	職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者が居住する身近な地域で障害の態様や企業ニーズに対応した様々な職業訓練を提供するため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を活用した障害者委託訓練を実施していることから、その修了者の就職率を測定指標として設定。 (参考1) 令和5年度実績値40.4%は分母: 令和5年度の障害者委託訓練の修了者数等(2,371人)、分子: 令和5年度の同修了者数等のうち就職者数(959人)から算出したもの。 (参考2) 障害種別毎の就職率は令和5年度実績で身体: 34.9%、知的: 53.6%、精神: 40.3%、発達: 30.8%、その他障害: 27.1%となっている。 ※令和2年度～令和6年度の事前分析表に記載した令和元年度～令和4年度の実績値(令和元年度: 48.8%、令和2年度: 48.5%、令和3年度: 50.8%、令和4年度: 49.1%)は、一部訓練修了3ヶ月を超えて就職した者を含んでいたことから、それぞれ、令和元年度は46.0%、令和2～4年度については下記「年度ごとの実績値」欄記載の数値へ訂正。 (出典) 定例業務統計報告							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値(水準・目標年度)については、過去の実績を踏まえつつ障害者基本計画において、就職率を55%とする目標が定められていることを踏まえ設定。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和9年度	○	×
		46.4%	55%	55%	55%	55%	55%	55%		
		46.4%	45.1%	41.2%	40.4%	集計中 (令和7年 12月頃公表 予定)				
	指標4 障害者委託訓練の訓練受講者数 (アウトプット)	指標の選定理由	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、委託訓練として実施する離職者訓練の対象者数が定められていることから、同対象者数を測定指標として設定。 (出典) 定例業務統計報告							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」においては、近年の実績を踏まえ、障害者委託訓練の離職者訓練対象者数について、前年度から420人減の3,080人としていることから、目標値についても同対象者数を指標として設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	△	
		—	3,700人	3,650人	3,500人	3,080人	3,080人	3,080人		
		2,320人	2,556人	2,556人	2,570人	集計中 (令和7年 12月頃公表 予定)				
	指標5 一般の公共職業能力開発校における訓練の障害者の訓練受講者数 (アウトプット)	指標の選定理由	一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制の強化を実施していることから、その受講者数を測定指標として設定。							
目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		目標設定にあたり、過去3年の実績を踏まえ設定。								
基準値		年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
—		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	○		
—		—	—	—	—	700人	700人			
	690人	689人	793人	756人	集計中 (令和7年 12月頃公表 予定)					

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用

(有識者会議WG後に記載)

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ⑤(目標に向かっていない)</p> <p>(判定結果) C【達成に向けて進展がない】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1:障害者職業能力開発校における効果的な職業訓練の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、目標(就職率70%)に対して、令和5年度実績は68.9%(達成度合い98.4%)として概ね達成(△)となった。 ・ 指標2については、目標(訓練受講者数1,980人)に対して、令和5年度実績は1,073人(達成度合 54.2%)として未達成(×)となった。 <p>【達成目標2:民間の多様な機関等を活用した効果的な障害者委託訓練の推進/一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制等の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3については、目標(就職率55%)に対して、令和5年度実績は40.4%(達成度合い73.5%)として未達成(×)となった。 ・ 指標4については、目標(訓練受講者数3,080人)に対して、令和5年度実績は2,570人(達成度合い83.4%)として概ね達成(△)となった。 ・ 指標5については、目標(訓練受講者数700人)に対して、令和4年度及び令和5年度の実績値はいずれも700人を超えていることから、これまでの推移を踏まえ、令和6年度においても700人を超え目標達成すると見込み、「(○)」と判定した。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上より、測定指標の半数以上は概ね達成となる「△」以上の評価が占めるものの、主要な測定指標の一部が「×」となっていることから、判定結果は⑤(目標に向かっていない)に区分されるものとして、C【達成に向けて進展がない】と判定した。
<p>評価結果と今後の方向性</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1:障害者職業能力開発校における効果的な職業訓練の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、精神障害者・発達障害者等、求職障害者の障害の重度化・多様化が進み、職業訓練上特別な支援を要する障害者が増加するなか、職業訓練上特別な支援を要する障害者の就職を実現・推進することが求められるところ、障害者職業能力開発校による就職支援の取組はもとより、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校による県営障害者職業能力開発校に対する職業訓練の指導技法に関する研修等の実施により、評価対象年度の前年(令和4年度)では70.1%と目標達成、評価対象年度(令和5年度)においても68.9%(達成度合い98.4%)として目標を概ね達成しており、本施策は効果的に実施されていると評価できる。 ・ 指標2については、目標値に届いていないが、この背景として、雇用障害者数は21年連続で過去最高を記録し、ハローワークを通じた障害者の就職件数も増加を続けるなど障害者雇用は着実に進展する中で、数次にわたる法定雇用率引き上げに伴い、訓練を経ずとも就職に至るケースが増えていることに加え、就労移行支援やA型事業所等の就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数が増え、同サービスの利用者が増加していること等が要因と考えられる。 <p>【達成目標2:民間の多様な機関等を活用した効果的な障害者委託訓練の推進/一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制等の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3については、座学のみである知識・技能習得訓練コース(集合訓練)の就職率が低調であり(29.0%)、比較的高い就職率の高い職場実習を組み合わせた実践能力習得訓練コースにおいても就職率が49.3%と目標値(55%)には達していない状況にある。その要因としては、職場実習を伴う訓練コースについては、実際の企業における職場を訓練実施場所とすることから企業側の理解を得る必要があり、訓練実施に至るハードルが高くなっている一方で、座学だけの訓練コースであれば訓練実施に至るハードルが相対的に低くなっている。こうした背景から就職率の低調な座学訓練の全体に占める割合が高まっていることにより、結果として就職率が低調になったものと考えられる。 ・ 指標4については、目標値に届いていないが、この要因としては指標2の内容の他に、職場実習先の開拓が難しいことから、受託機関の確保が伸び悩んでいることや受託機関が確保できたとしても受託機関と受講生の訓練ニーズのあいだにミスマッチが生じる事により訓練実施(受講生確保)に至らない等が要因と考えられる。 ・ 指標5については、一般校における障害者の訓練受講者数は増加傾向にあり、目標も達成見込であることから、本施策は効果的に実施されていると評価できる。 <p>(効率性の評価)</p> <p>【達成目標1:障害者職業能力開発校における効果的な職業訓練の推進】</p> <p>【達成目標2:民間の多様な機関等を活用した効果的な障害者委託訓練の推進/一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制等の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1～2及び指標3～5について、予算額が減少傾向にあるなか、測定指標の半数以上は概ね達成となる「△」以上の評価が占めることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 <p>(現状分析)</p> <p>【達成目標1:障害者職業能力開発校における効果的な職業訓練の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、目標を概ね達成しており成果を一定程度上げていることから、今後は更なる効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 ・ 指標2については、目標値に届いていないことから、職業訓練が必要な方に着実にその機会が提供できるよう、都道府県やハローワークと連携を図りつつ、周知・広報はもとより、訓練ニーズを踏まえた訓練コースの設定等に取り組んでいく必要がある。 <p>【達成目標2:民間の多様な機関等を活用した効果的な障害者委託訓練の推進/一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制等の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3については、地域ニーズや求職者等の動向を把握し、訓練ニーズのミスマッチを可能な限り排除して効率的な運営に努め、訓練修了後3ヶ月以内の就職に向け、訓練実施主体の都道府県に対して積極的な取組を促す必要がある。 ・ 指標4については、職業訓練が必要な方に着実にその機会が提供できるよう、都道府県やハローワークと連携を図りつつ、周知・広報はもとより、訓練ニーズを踏まえた訓練コースの設定等に取り組んでいく必要がある。 ・ 指標5については、効果的に実施されていると考えられるため、引き続き取組を進めていく。

	<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>【達成目標1:障害者職業能力開発校における効果的な職業訓練の推進】 【達成目標2:民間の多様な機関等を活用した効果的な障害者委託訓練の推進／一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制等の強化】</p> <p>・ 指標1～2及び指標3～5について、判定結果は⑤(目標に向かっていない)に区分されるものとして、C【達成に向けて進展がない】と判定したところ、近年は訓練生の主体が、かつての身体障害者から、次第に知的障害者さらには精神障害者及び発達障害者へと移ってきており、かつ、インクルージョンの理念が後押しし、一般の職業能力開発校や委託訓練での障害者の受け入れも進んできている。こうした変化に対して、障害者職業訓練全体としてまだ十分な対応ができていない状況にあることから、障害者職業訓練をより効果的なものとして一層推進していくために、訓練施設・定員、訓練内容・方法、関係機関相互の連携等の観点から見直していくことが求められている。</p> <p>このため、障害者の職業能力開発に関する有識者、関係機関の代表者等の参集を求め、令和7年1月より「障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会」を開催し、障害者の職業能力開発の一層の効果的な推進及び今後の在り方について協議・検討を行った。同年6月30日、本検討会での議論の成果を「報告書」としてとりまとめ・公表したところであり、今後、本報告書の方向性を踏まえて障害者職業訓練を推進していくこととしている。</p> <p>このほか、令和6年度より障害者委託訓練におけるPDCA評価を試行的に実施しており、各都道府県ごとに就職率と受講者数を基に評価を決定し、評価に応じて次年度の訓練実施計画数の設定及び就職率向上に向けた改善事項等の策定を行うこととしている。令和7年度においては、策定された改善事項等は各都道府県ごとに開催される地域職業能力開発促進協議会へ報告することとしており、報告を通じて地域ニーズや求職者等の動向を把握し、訓練ニーズのミスマッチを可能な限り排除して効率的な運営に努めることとしている。</p>
--	---------------------------	--

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)(右記検索サイトから検索できます) URL: https://laws.e-gov.go.jp/ ・ 障害者基本計画 URL: https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#kihonhou ・ ハロートレーニング(障害者訓練)について URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shougaisha.html
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>人材開発統括官</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>特別支援室長 山口 泰久</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和7年7月</p>
--------------	----------------	---------------	-------------------------	-----------------	---------------